



沖公評第 41 号
平成19年 7月 5日

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県公共事業評価監視委員会
委員長 有住 康則



平成18年度沖縄県公共事業評価監視委員会における審議結果及び審議の概要について

平成18年度における沖縄県土木建築部及び農林水産部が所管する公共事業の再評価に
関し、沖縄県附属機関設置条例第1条に基づき、当委員会審議の結果と審議の概要につい
て、別紙のとおり、とりまとめましたので具申します。

沖縄県公共事業評価監視委員会

平成18年度審議結果報告

1. 審議状況

沖縄県公共事業評価監視委員会は、平成18年度において4回の会議を開催し、県から諮問された土木建築部所管8事業、農林水産部所管5事業、計13事業の再評価原案について、審議を行った。

2. 審議結果

- (1) 土木建築部所管の8事業について、事業継続は妥当であるものと認められる。
- (2) 農林水産部所管の5事業について、事業継続は妥当であるものと認められる。

3. 審議の概要 (2頁~)

4. 審議結果一覧 (10頁)

5. 委員会名簿 (11頁)

3. 審議の概要

○第一回委員会（平成18年6月19日）

①糸満与那原線街路事業

（再評価理由）

用地取得に際して、用地補償交渉が難航し事業期間が長引いたため、事業採択後10年を経過している。

（審議の概要）

委員から、街路樹の種類、費用対効果に関して計画交通量が増えることへの影響、評価指標の事業費91億円と総事業費の58億円の違い、が質疑された。事業者からは、街路樹はソウシジュが基調となっており、他にモクセンナやヨウティボクも植える計画であるが、住民や専門家の意見も聞きながら決めていくこと、計画交通量が多くなるほど大きな効果が期待できること、事業効果の評価指標は、現在の事業区間では58億円であるが、将来的に整備する区間まで含めて91億円である旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・樹種選定にあたっては、風の通りや建物との距離も考慮に入れ、専門家の意見を聞きながら選定した方がよい。
- ・高木のみとするか、低木も植えるのかについて道路管理コストも考慮し、市街地の中にふさわしい緑化を検討して欲しい。

（審議結果）

事業継続は妥当。

②中城湾港（西原与那原地区）港湾環境整備事業

（再評価理由）

当初計画の予算確保に難航し事業期間が長引いたため、事業採択後10年を経過している。

（審議概要）

委員から、緑地（I）及び緑地（II）の年間来訪者数69万4,000人について、背後地の範囲、来訪者数における観光客の含まれる割合、他の同規模の人工海浜公園との訪問者数の比較、現在の人工ビーチの整備箇所と将来計画、地元の利用計画に対する意向調査、護岸整備の凍結、が質疑された。事業者からは、年間来訪者数を直背後地と一次圏域の2つの圏域を考え、将来人口、本地域に来訪する意志を持っている方々の割合、訪問頻度を考慮して算出していること、背後地は直背後地5km圏内と一次圏域10km圏内を想定していること、観光客は来訪者数に含めていないこと、当該事業と同等規模である安座間サンサンビーチの年間訪問者数が約15万4,000人であること、現在土木建築部で8カ所の人工ビーチが整備され、泡瀬でも事業を進めており、今後、宇治泊海岸1ヶ所を予定していること、地元与那原町からインターハイ関連のヨット会場や港まつりのイベ

ントに緑地が必要であるとの要請があること、物揚場内に遊漁船を泊めることから、その中の泊地の静穏度を確保するため、護岸が必要である旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・安易に埋め立てて人工ビーチを整備することは、金太郎飴のような浜になり観光的にもダメージが大きく、本来の沖縄らしさが壊れていく。何よりも生態系が壊されていく恐れがあり、人工ビーチはセメント張りに等しいと大変懸念する。
- ・スマトラ沖地震でも海岸線に林があった場所では、背後地の被害が軽減されていることからできるだけ海岸線に木を植える必要がある。
- ・今さら事業が後戻りできない状況で審議しても消化不良で議論自体がむなしい気がする。
- ・施設のレイアウトやデザイン的なものを含めて、必要性を再検討し委員会の意見も反映した事業内容にしてほしい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

③中城公園整備事業

(再評価理由)

相続手続きの問題や用地買収単価に対する不満などにより、事業用地の確保が難航しているため、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、環境便益と防災便益の具体的な内容と各々の算出手法、避難場所の計画面積と対象となる地域、西側の整備、全体計画の見直し、が質疑された。事業者からは、環境便益については緑地の保存、動植物の生息の保全、ヒートアイランド現象の緩和であり、防災便益は災害時の避難場所の確保、火災時における延焼防止の遅延といった価値を貨幣価値に換算し算出していること、また個別に算出するものではなく国土交通省のマニュアルの中で包括した算出手法となっていること、避難場所の計画面積は50ha以上、誘致圏は38.8kmで対象地域は17区域・市町村を設定していること、これまでに畠作に利用されていた部分を利用し、なるべく自然の緑地を触らないように、最低限の駐車場や周辺の人々が利用する広場を西側で整備すること、テーマが歴史公園という大きな柱に、新たに世界遺産が登録されたことを考慮し、今後マスタープランの見直しを行う旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・中城城が主役で、付随する整備はなるべく目立たないことを第一に考え進めた方がよい。
- ・緑豊かな中に散策路はあっても良いが、なるべくお金をかけない方法を検討してほしい。
- ・これだけのエリアを指定したことは評価できる。今後とも頑張って用地を取得してほしい。また取得した用地をそのままの状態で保存することも一つのあり方だと思う。

(審議結果)

事業継続は妥当。

第二回委員会（平成18年9月12日）

①屋嘉地区県営かんがい排水事業

(再評価理由)

事業採択後5年を経過して継続している。

(審議の概要)

委員から、後継農家の育成指導、農業生産効果の算定方法、施設の老朽化対策、事業費の負担区分、栽培作物等、が質疑された。事業者からは、普及センター等の関係機関と連携を図り後継者育成に取り組むこと、農業用水の散水による農作物の増収を見込んだ算定方法であること、施設の診断を行い更新事業を導入して長寿命化を図っていくこと、事業費は国・県・町でそれぞれ負担していること、サトウキビ、観葉作物、水稻等が栽培されている旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・農業用水の確保を目的に大きな事業投資をするので、施設が円滑に利活用できるよう農業後継者の育成指導をしてもらいたい。
- ・農家の経営の方向性、農業法人化の見通し等、所管を多少幅広くし、農家指導体制を強化した方が望ましい。

(審議結果)

事業継続は妥当

②豊波地区県営かんがい排水事業

(再評価理由)

事業採択後5年を経過して継続している。

(審議の概要)

委員から、サトウキビの将来性、農作物への散水方法、栽培作物、農家数等、が質疑された。事業者からは、県はサトウキビを安定品目として位置づけており、「甘味資源特別処置法」によりある程度収益が保護されていること、点滴かんがいや季節かんがい等節水型の散水方法であること、サトウキビの他モチキビが高収益作物として栽培されていること、農家数は137戸である旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・過疎地域での農業の担い手の育成は急務であると思う。
- ・過疎地域でも高収益作物への転換を図ることも必要なことである。

(審議結果)

事業継続は妥当

③米須東地区経営体育成基盤整備事業

(再評価理由)

事業採択後5年を経過して継続している。

(審議の概要)

委員から、投資効率が低い理由、赤土対策等、が質疑された。事業者からは、効果算定の事業費に、国営及び県営かんがい排水事業費の関連事業費が加算され、また不足分の耕作土を客土したため事業費が増加し投資効率が低めになっていること、海岸沿いに浸透池を設置し赤土が直接海に流出しないような工法を採用するとともに、定期的に赤土パトロールを実施している旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・大度海岸は、ウミガメ等の産卵地で、海浜への赤土流出等があれば、かなりの環境負荷がかかるので赤土対策には十分に気をつけてほしい。

(審議結果)

事業継続は妥当

ギーザ ④慶座地区県営畠地帯総合整備事業

(再評価理由)

事業採択後5年を経過して継続している。

(審議の概要)

委員から、他の地区に比べ投資効率が高い理由、農家調整の状況、農振法の規制等、が質疑された。事業者からは、慶座地区の現況は岩盤地帯で原野が多く、畠地の面積が20ha程度増えるため投資効率が高くなること、受益農家とサトウキビ等作物の作付け調整を行いながら事業推進をしていること、農地転用等施設の目的外使用は、補助金返還等法的措置の対象となる旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・事業実施においては、利害関係者、農家調整、法的な規制等について、地元説明会を十分に行うことが望ましい。
- ・事業による設備投資が効果的にあらわれるよう技術指導を行ってほしい。

(審議結果)

事業継続は妥当

○第三回委員会（平成18年10月26日）

①国道449号本部南道路

（再評価理由）

計画ルートの同意取付に期間を要し、用地取得が遅れたため、再評価後5年を経過している。

（審議概要）

委員から、埋立箇所における海岸保全区域の指定、海岸を埋め立てて道路を整備する理由、海側の歩道部分の必要性、景観への配慮、基準年換算額が総費用より大きくなる理由、が質疑された。事業者からは、海岸保全区域に指定されていないこと、当該地区の背後は山がせまっており、道路を陸側に寄せると沿線住居等を撤去しなければならないこと、また地元集落の要望、粉塵や騒音対策も考え、この様な線形になったこと、自転車等の利用も考慮し歩道幅員を決定したこと、景観に配慮しポケットパークをつくる予定であること、越波に対しては、景観に配慮し傾斜護岸にしているが、埋立面積を少なくするため一部は直立護岸にしたこと、割引率が関わっており、以前に投資した額が割増しされ基準年換算額が総費用より大きくなる旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・緩傾斜護岸は景観の面からは良いが、自然保護の観点から、埋立範囲を少なくするためには、直立護岸となりテトラポットを設置するのもやむを得ない場合もある。
- ・景観を考える中で、地元本部町と相談しながら緑化やポケットパークの整備を考えて頂きたい。
- ・ここは、採石場もあり早めに工事を完成すべきところだと思われる。計画どおり平成20年度までに完成してほしい。

（審議結果）

事業継続は妥当。

②沖縄環状線

（再評価理由）

相続手続に時間を使し用地取得が遅れたこと、及びアワセゴルフ場地区の返還が遅れているため、再評価後5年を経過している。

（審議概要）

委員から、国道449号本部南道路と比較して事業費が高額となる理由、アワセゴルフ場地区の返還時期、費用便益比が前回と同じである理由、アワセゴルフ場内のモクマオウの処分、が質疑された。事業者からは、地形が厳しく、橋梁が3橋、トンネルが259mあり、また中部地区で用地単価も高いことから事業費が高額となること、倉敷ダムの近くの嘉手納弾薬庫において、建設中の代替ゴルフ場が平成20年度には完成することから、その後に返還されること、総費用及び総便益ともに上がったため、たまたま前回と費用便益比が同じになったこと、モクマオウは拡幅した道路内に移植すること、また残った場合

は公園などの公共の場所に移植する考え方である旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・当該工区が整備されると沖縄環状線全線が開通し効果を発揮することから、早期に整備してほしい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

③屋我地仲宗根線

(再評価理由)

用地取得に際して用地補償交渉が難航し事業期間が長引いたため、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、橋の色、橋詰広場の建設、古宇利島から直接今帰仁村側への架橋、橋梁上の片側歩道の設置場所、が質疑された。事業者からは、委員会を開いて橋の色を検討すること、本島側に景観を楽しめる場所があり、そこに橋詰広場をつくる予定であること、古宇利島と今帰仁村の間は伊是名・伊平屋の航路があるため、橋を高くしなければならないこと、また水深が深いため橋脚が高くなること、さらに土質がよくないとの懸念から、難工事が予想されたため施工性等を考慮して現在のルートになったこと、屋我地に向かって左側、北側に歩道を設置する旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・橋の色については、ぜひ周囲の景観に配慮して決めて頂きたい。
- ・古宇利島の中学生は、屋我地を通って今帰仁中学校へ行っているが、この橋によって大変時間が短縮される。

(審議結果)

事業継続は妥当。

④県道36号線

(再評価理由)

当初計画では県がループ橋を整備し、旧具志川市がその内側を公園として整備する予定であったが、公園整備の財源確保の困難さ等から計画を見直したため、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、コスト縮減の効果、歩道を縮めた理由、橋の計画における世界遺産への配慮、橋を整備せずに道路で対応することについて、が質疑された。事業者からは、コスト縮減効果は、6億7,000万円であること、橋の上を歩く人は少ないと予想されたことから歩道幅員を狭めたこと、地元の方々も含めた委員会を開きその中で建設コストや周辺環境に合ったものを検討しながら橋種を決めたこと、高低差が85m程度の段差があり、道路構造令に合わない危険な道路となるため、橋を整備する旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・橋の選定にあたって、地元の方からシンボル的なものつくって欲しいとの意見があり、最初はループ橋であったが、それからすると現在の橋はだいぶ落ち着いたイメージになっている。
- ・橋の色についてはくれぐれも目立たせることなく、周辺になじむような色にしてもらいたい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

⑤儀間川総合開発事業

(再評価理由)

本体工事の着工に当たり、事業の節目となるため再評価を行う。

(審議概要)

委員から、ダム湖周辺の自然への配慮、土手の維持管理、管理事務所の建設箇所の生物調査、ダム周辺への進入について、が質疑され、事業者からは、現在ため池があり、できるだけ同じような環境づくりを目指すこと、ダム堤体の変状を監視する必要があるため、管理には手を抜かないこと、県条例のアセスの対象となっていることから、十分な量の環境調査をおこなっており、貴重種のクメジマボタル、キクザトサワヘビの保全策についても評価書に記載し縦覧を終えていること、一般的に最近のダムは開放しており、できるだけ公園的な要素も持たせたいと考えている旨が説明された。

なお、主な意見は特になかった。

(審議結果)

事業継続は妥当。

第四回委員会（平成18年12月21日）

①幕上東地区県営畠地帯総合整備事業

(再評価理由)

事業採択後10年を経過して継続している。

(審議の概要)

委員から、幕上東地区、幕上東2期地区、幕上東3期地区の3つの対象地区からなる事業費と効果の関係、3地区の土地改良法手続、農家の負担額、栽培作物等、が質疑された。事業者からは、国の予算の関係で事業費が3地区に分割し採択され、投資効果は関連事業として3地区全体で算定していること、土地改良法の手続きも3地区全体を1地区として申請し農家の同意を得て事業を進めていること、農家負担額は事業費の4.5パーセントであること、サトウキビ以外に馬鈴薯、カボチャ、パパイヤ等の作物が栽培されている旨が説明された。

なお、主な意見は次のとおりである。

- ・事業は区画整理工事、畠地かんがい工事等があり、農家の自己負担額は大きいと思われる所以農家説明は十分に行なうことが望ましい。
- ・南大東村の作物は、サトウキビ主体であるが馬鈴薯やカボチャ等、他の作物への転換も必要なことである。

(審議結果)

事業継続は妥当

平成18年度 沖縄県公共事業評価監視委員会(審議結果一覧)

開催日	再評価事業	事業主体	再評価原案	審議結果	再評価該当項目
第一回 委員会 (平成18年6月19日)	[街路事業] ①糸満与那原線 [港湾環境整備事業] ②中城湾港(西原与那原地区) [公園事業] ③中城公園	県 土木建築部 県 土木建築部 県 土木建築部	事業継続 事業継続 事業継続	事業継続は妥当 事業継続は妥当 事業継続は妥当	事業採択後 10年を経過 事業採択後 10年を経過 事業採択後 10年を経過
第二回 委員会 (平成18年9月12日)	[県営かんがい排水事業] ①屋嘉地区 ②豊波地区 [経営体育成基盤整備事業] ③米須東地区 [畠地帯総合整備事業] ④慶座地区	県 農林水産部 " " " " " " 県 農林水産部 県 農林水産部	事業継続 事業継続 事業継続	事業継続は妥当 " " " " 事業継続は妥当 事業継続は妥当	事業採択後 5年を経過 " " 事業採択後 5年を経過 事業採択後 5年を経過
第三回 委員会 (平成18年10月26日)	[道路事業] ①国道449号本部南道路 ②沖縄環状線 ③屋我地仲宗根線 ④県道36号線 [河川総合開発事業] ⑤儀間川	県 土木建築部 " " " " " " " " " " " " 県 土木建築部	事業継続 " " " " " " " " " " 事業継続	事業継続は妥当 " " " " " " " " 事業継続は妥当	再評価後 5年を経過 " " 事業採択後 10年を経過 " " 事業の節目となるため
第四回 委員会 (平成18年12月21日)	[畠地帯総合整備事業] ①幕上東地区	県 農林水産部	事業継続	事業継続は妥当	事業採択後 10年を経過
適用	土木建築部所管 8件 農林水産部所管 5件 合計 13件 (うち 事業継続 13件)				

(平成18年度)

沖縄県公共事業評価監視委員会 委員名簿

アシミ エイコ 安次嶺 悅子	沖縄県女性団体連絡協議会 事務局長
アシミ リョウ子 安次嶺 良一	日本青年会議所沖縄地区協議会 副会長
アリスミ カス川 有住 康則	琉球大学工学部 教授（委員長）
アンドウ テツヤ 安藤 徹哉	琉球大学工学部 助教授
キンジヨウ タケシ 金城 豪	財団法人南西地域産業活性化センター 上席研究員
コハマ テツ 小濱 哲	名桜大学大学院 教授
テラダ レイコ 寺田 麗子	フリージャーナリスト
フジタ ヨウコ 藤田 陽子	琉球大学法文学部 助教授
ミヤギ ハルル 宮城 邦治	沖縄国際大学総合文化学部 教授
ヨシカガ アンシュン 吉永 安俊	琉球大学農学部 教授

(敬称略 五十音順)